

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月20日
【届出者の氏名又は名称】	C S R I 5号株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル
【電話番号】	(03) 5579 - 9088
【事務連絡者氏名】	代表取締役 前田 拓
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	C S R I 5号株式会社 (東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、C S R I 5号株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、トーイン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月23日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年12月26日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、（ ）公開買付者が、2026年1月15日付で、シーダム株式会社（所有株式数35,000株、所有割合：0.70%、トーイン共栄会を通じた所有株式数：11,812株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.23%）との間で、シーダム株式会社が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結したこと、（ ）公開買付者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第2項但書に基づき、2026年1月15日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年1月16日から対象者株式の取得が可能となったこと、（ ）対象者の従業員持株会であるトーイン従業員持株会（所有株式数：135,713株、所有割合：2.70%）との間で2025年12月26日付で締結した応募契約における、トーイン従業員持株会が本公開買付けに応募するための条件が、2026年1月19日時点で充足された旨の連絡を同日に受けたことにより、トーイン従業員持株会が応募契約に基づきその所有する対象者株式の全てに応募する見込みとなったこと、並びに（ ）公開買付者が、公正取引委員会から2026年1月19日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年1月19日に受領したことに伴い、記載事項及び添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (6) 公開買付けに係る重要な合意

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

外国為替及び外国貿易法

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

- (2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏（以下「山科氏」といいます。）（所有株式数1,010,417株、所有割合（注3）：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）、対象者の取引先持株会であるトーイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）、対象者の従業員持株会であるトーイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキョ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）並びに王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%（注4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約（以下、山科家応募合意株主との間で締結される応募契約を「本応募契約（山科家応募合意株主）」といい、トーイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トーイン共栄会）」といい、トーイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トーイン従業員持株会）」といい、山科家応募合意株主、トーイン共栄会及びトーイン従業員持株会を除く株主（以下「その他株主」といいます。）との間で締結される応募契約を「本応募契約（その他株主）」といい、これらを全て併せて「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,324,330株、所有割合の合計：66.05%）を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められております。詳細は、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。).

また、本応募合意株主のうち、トーイン共栄会の会員でもある株主は、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要な手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、トーイン共栄会の会員でもある株主は、artience株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：14,192株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキョ（トーイン共栄会を通じた所有株式数：36,881株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（トーイン共栄会を通じた所有株式数：14,162株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：15,623株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（トーイン共栄会を通じた所有株式数：28,036株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（トーイン共栄会を通じた所有株式数：14,119株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（トーイン共栄会を通じた所有株式数：19,543株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、王子ホールディングス株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：31,346株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：231株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.00%）、有限会社誠和運輸（トーイン共栄会を通じた所有株式数：18,876株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.38%）、及び、王子マテリア株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：5,669株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.11%）です。各株主のトーイン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた2025年3月31日時点における情報をもとに記載しております。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数(株)	所有割合(%)
山科家応募合意株主			
1	山科 統氏	1,010,417	20.07
2	山科 進太郎氏	127,000	2.52
3	山科 実桜氏	127,000	2.52
4	古川 知子氏	66,000	1.31
5	山科 智氏	24,000	0.48
小計(山科家応募合意株主)		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキョ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
18	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64
19	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
20	森雄吾氏	23,900	0.47
21	王子マテリア株式会社		
小計(その他株主)		1,246,500	24.77
トーイン共栄会			
22	トーイン共栄会	587,700	11.68
トーイン従業員持株会			
23	トーイン従業員持株会	135,713	2.70
合計		3,324,330	66.05

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、トーイン共栄会の会員であるため、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続(トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。)が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要と

なる手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

< 後略 >

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏（以下「山科氏」といいます。）（所有株式数1,010,417株、所有割合（注3）：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）、対象者の取引先持株会であるトーイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）、対象者の従業員持株会であるトーイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキョ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、シーダム株式会社（所有株式数35,000株、所有割合：0.70%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）並びに王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%（注4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約（以下、山科家応募合意株主との間で締結される応募契約を「本応募契約（山科家応募合意株主）」といい、トーイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トーイン共栄会）」といい、トーイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トーイン従業員持株会）」といい、山科家応募合意株主、トーイン共栄会及びトーイン従業員持株会を除く株主（以下「その他株主」といいます。）との間で締結される応募契約を「本応募契約（その他株主）」といい、これらを全て併せて「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,359,330株、所有割合の合計：66.74%）を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められております。詳細は、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。）。なお、上記のとおり、2026年1月15日時点における本応募合意株主の所有する対象者株式の合計数は3,359,330株（所有割合：66.74%）であり、かかる合計数は、本公開買付けにおける買付予定数の下限（3,355,500株）を上回っております。

また、本応募合意株主のうち、トーイン共栄会の会員でもある株主は、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要な手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、トーイン共栄会の会員でもある株主は、artience株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：14,192株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキョ（トーイン共栄会を通じた所有株式数：36,881株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（トーイン共栄会を通じた所有株式数：14,162株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：15,623株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（トーイン共栄会を通じた所有株式数：28,036株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（トーイン共栄会を通じた所有株式数：14,119株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（トーイン共栄会を通じた所有株式数：19,543株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、シーダム株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：11,812株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.23%）、王子ホールディングス株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：31,346株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：231株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.00%）、有限会社誠和運輸（トーイン共栄会を通じた所有株式数：18,876株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.38%）、及び、王子マテリア株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：5,669株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.11%）です。各株主のトーイン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた2025年3月31日時点における情報をもとに記載しております。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数(株)	所有割合(%)
山科家応募合意株主			
1	山科 統氏	1,010,417	20.07
2	山科 進太郎氏	127,000	2.52
3	山科 実桜氏	127,000	2.52
4	古川 知子氏	66,000	1.31
5	山科 智氏	24,000	0.48
小計(山科家応募合意株主)		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキョ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	シーダム株式会社	35,000	0.70
18	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
19	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64
20	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
21	森雄吾氏	23,900	0.47
22	王子マテリア株式会社		
小計(その他株主)		1,281,500	25.46
トーイン共栄会			
23	トーイン共栄会	587,700	11.68
トーイン従業員持株会			
24	トーイン従業員持株会	135,713	2.70
合計		3,359,330	66.74

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、トーイン共栄会の会員であるため、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続(トーイン共栄会の規約変更手続を含みま

す。)が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要な
なる手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を
受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合
意しております。

< 後略 >

(6) 公開買付けに係る重要な合意
(訂正前)

< 前略 >

本応募契約（トーイン従業員持株会）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、トーイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）との間で、トーイン従業員持株会の会員全員（ただし、契約締結後、トーイン従業員持株会による本公開買付けへの応募前に、トーイン従業員持株会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。）から、トーイン従業員持株会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトーイン従業員持株会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トーイン従業員持株会が所有する対象者株式（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。本応募契約（トーイン従業員持株会）のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

() トーイン従業員持株会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。

() トーイン従業員持株会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

なお、公開買付者は、トーイン従業員持株会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトーイン従業員持株会に供与される利益は存在しません。

本応募契約（その他株主）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキョ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、並びに、王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%）との間で、各々が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

また、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）との間で、森雄吾氏が所有する対象者株式（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

これにより、応募契約を締結したその他株主の所有株式数の合計は1,246,500株、所有割合の合計は24.77%となっております。

このうち、artience株式会社、株式会社小森コーポレーション、ツジカワ株式会社、株式会社トッキョ、株式会社文昌堂、王子ホールディングス株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、株式会社村田金箔、株式会社シロキホールディングス、有限会社誠和運輸及び王子マテリア株式会社との間の各応募契約においては、トーイン共栄会の会員でもある各応募株主は、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要な手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨の規定があります。

< 後略 >

(訂正後)

<前略>

本応募契約(トーイン従業員持株会)

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、トーイン従業員持株会(所有株式数135,713株、所有割合:2.70%)との間で、トーイン従業員持株会の会員全員(ただし、契約締結後、トーイン従業員持株会による本公開買付けへの応募前に、トーイン従業員持株会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。)から、トーイン従業員持株会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトーイン従業員持株会の規約変更手続きが履践されていることを条件として、トーイン従業員持株会が所有する対象者株式(所有株式数135,713株、所有割合:2.70%)の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、公開買付者は、トーイン従業員持株会から、2026年1月19日、トーイン従業員持株会が、同日付で、トーイン従業員持株会の会員全員から、トーイン従業員持株会として本公開買付けへ応募すること及び本公開買付けに応募するために必要なトーイン従業員持株会の規約変更手続きを実施することについて同意を得たため、本応募契約(トーイン従業員持株会)における本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を受けております。本応募契約(トーイン従業員持株会)のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

- () トーイン従業員持株会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。
- () トーイン従業員持株会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

なお、公開買付者は、トーイン従業員持株会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトーイン従業員持株会に供与される利益は存在しません。

本応募契約(その他株主)

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、artience株式会社(所有株式数197,000株、所有割合:3.91%)、株式会社バンダイナムコホールディングス(所有株式数182,500株、所有割合:3.63%)、三井住友信託銀行株式会社(所有株式数170,000株、所有割合:3.38%)、株式会社トッキョ(所有株式数112,400株、所有割合:2.23%)、株式会社小森コーポレーション(所有株式数109,800株、所有割合:2.18%)、ツジカワ株式会社(所有株式数89,600株、所有割合:1.78%)、株式会社日金(所有株式数86,100株、所有割合:1.71%)、株式会社文昌堂(所有株式数50,000株、所有割合:0.99%)、株式会社村田金箔(所有株式数47,400株、所有割合:0.94%)、株式会社三菱UFJ銀行(所有株式数44,000株、所有割合:0.87%)、株式会社シロキホールディングス(所有株式数37,200株、所有割合:0.74%)、王子ホールディングス株式会社(所有株式数33,000株、所有割合:0.66%)、日本紙パルプ商事株式会社(所有株式数32,200株、所有割合:0.64%)、有限会社誠和運輸(所有株式数31,400株、所有割合:0.62%)、並びに、王子マテリア株式会社(所有株式数0株、所有割合:0.00%)との間で、各々が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

また、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、森雄吾氏(所有株式数23,900株、所有割合:0.47%)との間で、森雄吾氏が所有する対象者株式(所有株式数23,900株、所有割合:0.47%)の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

そして、本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年1月15日付で、シーダム株式会社(所有株式数35,000株、所有割合:0.70%)との間で、シーダム株式会社が所有する対象者株式(所有株式数35,000株、所有割合:0.70%)の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

これにより、応募契約を締結したその他株主の所有株式数の合計は1,281,500株、所有割合の合計は25.46%となっております。

このうち、artience株式会社、株式会社小森コーポレーション、ツジカワ株式会社、株式会社トッキョ、株式会社文昌堂、シーダム株式会社、王子ホールディングス株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、株式会社村田金箔、株式会社シロキホールディングス、有限会社誠和運輸及び王子マテリア株式会社との間の各応募契約においては、トーイン共栄会の会員でもある各応募株主は、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続き(トーイン共栄会の規約変更手続きを含みます。)が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄

会が当該応募に必要なとなる手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨の規定があります。

< 後略 >

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年12月25日付で、公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2026年1月24日の経過をもって満了する予定です。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく取得禁止期間及び措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年12月25日付で、公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2026年1月19日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2026年1月19日に受領したため、同日をもって措置期間が終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から25日間に短縮する旨の2026年1月19日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年1月19日に受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、2025年12月22日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、2025年12月22日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2026年1月15日付で短縮され、2026年1月16日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

独占禁止法許可等の日付 2026年1月19日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)許可等の番号 公経企第74号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)許可等の日付 2026年1月19日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)許可等の番号 公経企第75号(禁止期間の短縮の通知書の番号)外為法許可等の日付 2026年1月15日許可等の番号 JD第1595号

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしツ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び、対象者の重要な子会社に同号イないしトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしツ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び、対象者の重要な子会社に同号イないしトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年12月23日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないし又及びワないしツ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号又に定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び、対象者の重要な子会社に同号イないしトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないし又及びワないしツ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号又に定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び、対象者の重要な子会社に同号イないしトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

公開買付者は、公正取引委員会から2026年1月19日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年1月19日に受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、上記各通知書を本書に添付いたします。

また、外為法第27条第2項但書に基づき、2026年1月15日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年1月16日から公開買付者による対象者株式の取得が可能になったため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、公開買付者が2025年12月22日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書」（JD第1595号）及び日本銀行が2026年1月15日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。